

令和元年度
受講生募集

ひとり親

のための

在宅就業にむけた

「パソコン講座」



佐賀県子育て応援キャラクター
さがっぴい

パソコンスキルを
習得したい

子育て・仕事を
両立したい

受講者募集要項

ひとり親家庭が安定した生活を得るため、一般就労が困難なひとり親家庭の親に対して、子育てと仕事の両立が図りやすいITを使った在宅就業や就労に役立つパソコン講座を開催します。

訓練終了後、希望者は特定非営利活動法人ひとり親ICT就業支援センター（以下、「センター」という）にワーカー登録をしていただいた場合、同センターから発注される在宅就業等の仕事に従事して報酬を得る制度があります。

訓練期間 令和元年 **9月20日**（金）～ **11月22日**（金）※土日祝祭日は休講
42日間（うち初日・最終日は入校式・修了式、午前中を予定）

訓練内容 Word / Excel、パソコン・インターネット基礎、ビジネスマナーなど
（資格取得のための試験対策も実施予定）

訓練時間 午前コース（9時～12時）
午後コース（13時～16時）

募集人数 各コース10名

訓練会場 佐賀市白山2丁目5-19（センター研修室）

受講料 **無料**（研修時のテキストは貸出）

その他 駐車料金・託児料金
指定駐車場・指定託児所を
利用する場合のみ助成予定

申込方法 申込用紙に必要事項を明記の上
郵送にて受付、FAXは不可とします

令和元年 **8月26日**（月）必着

対象者 ※以下1・2・3すべてに該当する方

1. 佐賀県内在住のひとり親

※ひとり親とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条で定義されている者のうち、母子家庭の母、及び父子家庭の父とします。

[母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の定義]

- 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が明らかでない女子
- 配偶者から遺棄されている女子
- 配偶者が海外にいるためその扶養を受けることができない女子
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- 上記に準ずる女子を含む

2. 集合訓練に参加できる方

3. 事業の趣旨をよく理解し、訓練に意欲をもって
取り組める方

事業内容

【基礎訓練】
基礎知識の習得

午前・午後の両コースともに Word・Excel、パソコン・インターネット基礎、ビジネスマナーなど、在宅就業に必要なスキルの習得や、社会人として仕事に対する責任と自覚を持つことを目的とした訓練を実地します。

【応用訓練】
OJTの実施

基礎訓練を修了し、在宅就業を希望される方を対象に仕事の実例を通して、より具体的な技術や技能を習得するための訓練を行います。その間、実際にお客様から受注した在宅就業等に従事していただく報酬が得られます。

【在宅就業】
ワーカー登録

基礎訓練、応用訓練の修了者はセンターに「ワーカー登録」していただくことで、センターから発注される仕事を行うことができます。
※センターではきめ細やかな支援を行いますが、訓練後の仕事の配分や報酬を保証するものではありません。



※**基礎訓練**では月一回程度の到達度審査で習熟度を確認します。受講者にはきめ細やかな指導・支援を行いますが、出席率と到達度審査において必要な水準に達していない方には、訓練への参加を中止することがあります。

※**応用訓練**は11月下旬から3月の期間中、在宅就業等に必要な訓練を16時間(2時間×8日間)実施します。また、お客様からの委託業務内容が訓練生の技術、技能に適合した場合、希望者は訓練を受講しながらその仕事を行うことができます。

※**応用訓練受講の意思確認** 10月下旬頃、応用訓練を受講されるか確認します。受講を希望されない方は基礎訓練で終了します。

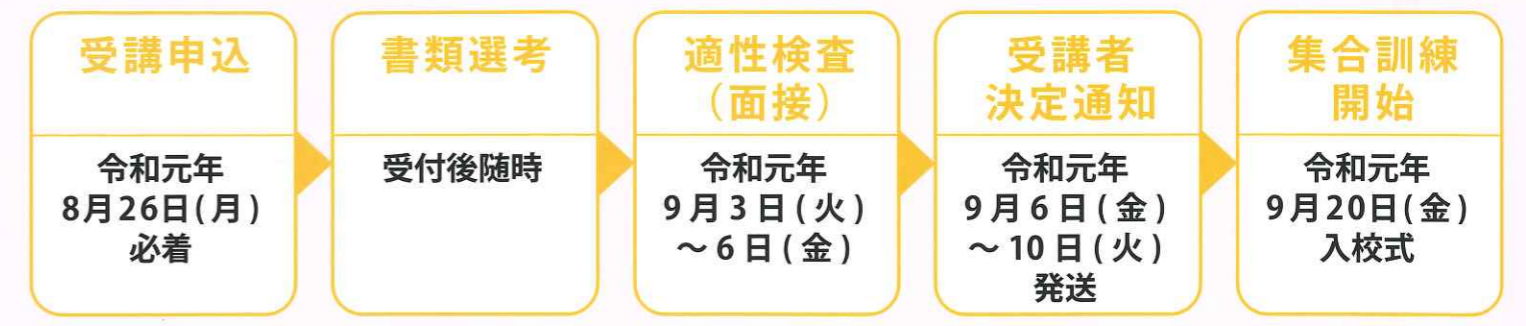
※**在宅就業の意思確認** 3月末迄に在宅就業を希望するか確認します。

その他

- 1. 受講料**
基礎訓練、応用訓練ともに無料です。
- 2. 訓練期間中の駐車料金および託児料金**
基礎訓練はセンターの指定先を利用する場合のみ助成予定です。
応用訓練は受講生負担です。
- 3. 訓練中に使用するテキストとパソコン**
基礎訓練、応用訓練で使用するテキストは貸出します。
基礎訓練、応用訓練で使用するパソコンはセンターで準備します。



申込から受講者決定までの流れ



上記日程は現時点での見込みであり、今後変更される場合があります。

1. 受講申込

所定の「受講申込書」に必要事項を記入の上、郵送にてお申込みください。 ※FAX 不可

2. 書類選考

応募者多数の場合、「受講申込書」にて書類選考を行う場合もあります。予めご了承ください。
適性審査対象者にはセンターから審査日時・場所等を電話連絡します。

3. 適性審査 (面接)

職業適性、応募動機、事業目的に対する理解、訓練や在宅就業への意欲などを確認します。
適性審査当日に「**対象者確認書類**」を提出していただきます。
申し込み後、面接に参加いただき際にご提出ください。「受講申込書」と一緒に送付いただく必要はありません。

対象者確認書類 下記書類の中から1点をご提出ください

- 児童扶養手当証明の写し (更新手続き中の方は、従前の証書の写しで構いません)
- 年金証書 (遺族年金) の写し
- 戸籍謄本
- DVセンター等や警察が発行した証明書 (配偶者からの暴力により母子で避難されている方)
- その他、ひとり親家庭であることを証するもの

※対象者確認書類の準備が間に合わない方はご相談ください。
※提出書類確認の為、お電話等でご連絡させていただく場合があります。
※お預かりした書類は、厳重な管理のもとで保有いたします。ご返却できませんので予めご了承ください。

4. 受講者決定通知

受講決定の可否を郵送にて通知します。

5. 基礎訓練開始

入校式および訓練の受講に向けての心構えなどについて、オリエンテーションを行います。





個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の取り扱いの基本方針

お申込みにあたり、ご提供いただいた個人情報の取り扱いについては、佐賀県との委託契約に係る「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、センターのプライバシーポリシーに基づき、適正に取り扱います。

2. 個人情報の利用目的について

ご提供いただいた個人情報は本事業のためにのみ利用いたします。

3. 個人情報の安全管理について

ご提供いただいた個人情報の漏えい、滅失、またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

4. 個人情報の第三者への開示について

個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、ご提供いただいた個人情報を本人の同意を得ることなく、第三者に提供致しません。

5. 個人情報に関する開示・訂正・削除について

ご提示いただいた個人情報の開示、追加・訂正・削除等をご希望される場合は、下記のお問合せ窓口までご連絡ください。開示等の手続きの際には、本人確認をさせていただきますので、予めご了承ください。

「佐賀県ひとり親家庭等在宅就業促進事業」受託団体

特定非営利活動法人 ひとり親 ICT 就業支援センター 個人情報保護管理者



お申込み先およびお問合せ先

「受講申込書」に必要事項を明記の上、郵送にてお申し込みください。※FAX 不可

申込書送付先

特定非営利活動法人 **ひとり親 ICT 就業支援センター**

〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目5番19号

お問い合わせ先

特定非営利活動法人 **ひとり親 ICT 就業支援センター**

☎0952-26-3900 平日（土日祝日は休み）
9時30分～15時00分

お気軽に
お問い合わせ
ください

ホームページ

<http://www.ict-wsc.org>

E-mail

ojtsupport@sagazaitaku.net

